省　令

○経済産業省令第六十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月七日

経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令

経済産業省企業活動基本調査規則（平成四年通商産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査の方法及び期間）	（調査の方法）
第九条　企業活動基本調査は、経済産業大臣が調査票をその報告義務者に配布し、回収することにより行う。	**第九条**　企業活動基本調査は、経済産業大臣がその報告義務者に配布する調査票によって行う。
2　（略）	2　（略）
3　第一項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十六日から七月十五日までの間において行う。	［新設］
（期間の変更）	（調査票の提出）
第十条　経済産業大臣は、前条の規定により行う調査に関し天災その他避けることのできない事故のため同条第三項に規定する期間（以下この条において「調査の期間」という。）により難いときは、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。	**第十条**　報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名した上、調査日の属する年の五月十六日から七月十五日までの間に経済産業大臣に提出しなければならない。
2　経済産業大臣は、前項の規定により調査の期間を変更したときは、直ちに、対象となる地域及び変更後の調査の期間を告示するものとする。	2　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して報告義務者が調査票を提出する場合は、同規則第四条第三項の規定は、適用しない。
（調査票の提出）	（調査票の保存期間）
第十一条　報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名した上、経済産業大臣に提出しなければならない。	**第十一条**　［新設］　削除
2　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して報告義務者が調査票を提出する場合は、同規則第四条第三項の規定は、適用しない。	［新設］
（調査票の保存期間）	（調査票等の保存期間）
第十三条　経済産業大臣は、調査票を二年間保存する。	**第十二条**　［略］
2　経済産業大臣は、調査票を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を永年保存する。	**第十三条**　経済産業大臣は、調査票及び集計表を二年間保存する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	2　経済産業大臣は、調査票及び集計表を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を永年保存する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項及び第八十八条の二の規定に基づき、公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月七日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。